

今治市特定非営利活動法人設立費等補助金交付要綱

平成22年3月31日制定

今治市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の設立及びNPO法人が行う初期活動に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、NPO法人であって、今治市内に主たる事務所を置き、役員のお二分の1以上が今治市内に住所を有する者であるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、法第13条に規定するNPO法人の設立の手續及びNPO法人設立後の初期の特定非営利活動に必要とする経費で次に掲げる経費以外の経費とする。

- (1) 役員のお報酬及び構成員に係る人件費
- (2) 食糧費及び交際費に類する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める経費

2 設立手續に係る補助対象経費は、第6条の指定決定を受けた日以後に要した経費であって、指定決定を受けたものがNPO法人の設立時までにお支払いの完了したものとする。

3 初期の特定非営利活動に係る補助対象経費は、NPO法人の設立登記完了後6月以内の活動に要した経費であって、当該期間内に支払いの完了したものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費のお二分の1（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）又は10万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付は、1法人につき1回を限度とする。

(指定の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、指定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法第10条第1項の規定による定款案の写し

- (2) 法第10条第1項の規定による設立年及びその翌年の事業計画書案の写し
- (3) 法第10条第1項の規定による設立年及びその翌年の活動予算書案の写し
- (4) 補助対象経費内訳報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の指定の申請をすることができる者は、NPO法人を設立しようとする者又はNPO法人とする。

3 NPO法人が第1項の指定の申請をする場合には、同項第1号中「定款案」とあるのは「定款並びに法人の登記事項証明書及び印鑑（登録）証明書」と、同項第2号中「事業計画書案」とあるのは「事業計画書」と、同項第3号中「活動予算書案」とあるのは「活動予算書」と読み替える。

（指定の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、指定の適否を決定し、当該申請者に対し、指定書（別記様式第2号）又は不指定書（別記様式第3号）を交付する。

2 指定は、これを受けて1年以内にNPO法人の設立登記をしないときは、その効力を失う。

（変更の承認）

第7条 前条の規定により指定の決定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、第5条の申請の内容を変更しようとするときは、指定申請内容変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定申請内容変更承認通知書（別記様式第5号）を交付する。

（届出）

第8条 指定事業者は、指定した事業を休止又は廃止した場合は、遅滞なく市長にその旨を届出なければならない。

（承継等の申請）

第9条 指定事業者は、NPO法人の設立登記が完了したときは、遅滞なく、指定承継申請書（別記様式第6号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、その承継を認めるときは、指定承継承認通知書（別記様式第7号）により通知する。

（指定の取消し）

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定要件若しくは指定条件又は補助金の交付要件に適合しなくなったとき。

- (2) 所定の届出及び申請をしないとき。
- (3) 事業を休止し、廃止し、又はこれと同様の状態になったとき。
- (4) 詐欺その他不正な行為により指定を受けたとき。

(交付申請)

第11条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条に規定する補助金交付申請書に、次に掲げる関係書類(NPO法人が指定事業者となっている場合には、第2号及び第3号を除く。)を添えて第3条で規定する活動の終了した日又はNPO法人の設立登記をした日から6月を経過した日のいずれか遅い日から1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 法第10条第1項の規定による設立年及びその翌年の事業計画書の写し
- (3) 法第10条第1項の規定による設立年及びその翌年の活動予算書の写し
- (4) 補助対象経費内訳報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の支払)

第12条 補助金の支払いは、規則第15条の2第1項の規定により補助事業者からの規則第15条に規定する補助金請求書に基づき行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が法人登記の日から起算して3年以内に、法第43条の規定により、当該NPO法人設立の認証を取り消されたときは、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に設立する法人について適用する。

附 則 (平成25年3月5日今治市要綱)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日今治市要綱)

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日今治市要綱)

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

附 則 (令和3年 月 日今治市要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

指定申請書

年 月 日

(宛先) 今治市長

所在地

申請者 名称

代表者(氏名)

今治市特定非営利活動法人設立費等補助金交付要綱第5条の規定により、指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 法第10条第1項の規定による定款案の写し(法人にあっては定款並びに法人の登記事項証明書及び印鑑(登録)証明書)
- (2) 法第10条第1項の規定による設立年及びその翌年の事業計画書案(法人にあっては事業計画書)の写し
- (3) 法第10条第1項の規定による設立年及びその翌年の活動予算書案(法人にあっては活動予算書)の写し
- (4) 補助対象経費内訳報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

指 定 書

様

今治市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付を受けるための指定については、今治市特定非営利活動法人設立費等補助金交付要綱第6条の規定により指定します。

| | |
|------------------|---|
| 事業名 | |
| 設立しようとするNPO法人の名称 | |
| 所在地 | |
| 条件 | <p>1 指定した事業について、申請事項（事業計画その他主要事項）の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定した事業を休止又は廃止した場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。</p> <p>3 NPO法人の設立登記をしたときは、遅滞なく市長に指定承継申請を提出しなければならない。なお、指定を受けてから1年以内にNPO法人の設立登記が完了しない場合は、指定は効力を失う。</p> <p>4 指定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、指定を取り消し、補助金の交付又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>（1） 指定要件若しくは指定条件又は補助金の交付要件に適合しなくなったとき。</p> <p>（2） 所定の届出又は申請をしないとき。</p> <p>（3） 事業を休止し、廃止し、又はこれと同様の状態になったとき。</p> <p>（4） 詐欺その他不正な行為により指定を受けたとき。</p> <p>5 その他の条件</p> |

指 定 書

様

今治市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付を受けるための指定については、今治市特定非営利活動法人設立費等補助金交付要綱第6条の規定により指定します。

| | |
|--|-------|
| 事業名 | |
| NPO法人の名称 | |
| 所在地 | |
| NPO法人 設立日 | 年 月 日 |
| 条件 1 指定した事業について、申請事項（事業計画その他主要事項）の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 指定した事業を休止又は廃止した場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。 3 指定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、指定を取り消し、補助金の交付又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 （1） 指定要件若しくは指定条件又は補助金の交付要件に適合しなくなったとき。 （2） 所定の届出又は申請をしないとき。 （3） 事業を休止し、廃止し、又はこれと同様の状態になったとき。 （4） 詐欺その他不正な行為により指定を受けたとき。 4 その他の条件 | |

別記様式第3号（その1）（第6条関係）

記号第 号

年 月 日

不 指 定 書

様

今治市長 印

年 月 日付で申請のあった奨励金の交付を受けるための指定については、次の理由により指定しないので通知します。

| | |
|------------------|--|
| 事業名 | |
| 設立しようとするNPO法人の名称 | |
| 所在地 | |
| 理由 | |

別記様式第3号（その2）（第6条関係）

記号第 号

年 月 日

不 指 定 書

様

今治市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付を受けるための指定については、次の理由により指定しないので通知します。

| | |
|--------------------|--|
| 事 業 名 | |
| N P O 法 人 の 名 称 | |
| 所 在 地 | |
| 理 由 | |

別記様式第4号（第7条関係）

指定申請内容変更申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

所在地

申請者 名称

代表者（氏名）

今治市特定非営利活動法人設立費等補助金交付要綱第7条の規定により、事業内容を変更したいので申請します。

| | |
|-----------|-----------|
| 指定年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 変更理由 | |
| 変更年月日 | 年 月 日 |
| 変更事項 | |
| その他参考事項 | |

（注） 変更内容を示す書類を添付すること。

別記様式第5号（第7条関係）

記号第 号

年 月 日

指定申請内容変更承認通知書

様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった申請内容の変更については、承認したので通知します。

指定承継申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

所在地

申請者 名称

代表者（氏名）

今治市特定非営利活動法人設立費等補助金交付要綱第9条の規定により、指定事業者から事業を承継しましたので申請します。

添付書類

- （1） 法人登記事項証明書
- （2） 印鑑（登録）証明書
- （3） 定款
- （4） その他市長が必要と認める書類

| 指定年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 | |
|---------------|-----------|--|
| 指 定 者 | 所 在 地 | |
| | 名 称 | |
| | 代 表 者 名 | |
| 承 継 者 | 所 在 地 | |
| | 法 人 名 | |
| | 代 表 者 名 | |
| 承 継 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 承 継 の 原 因 | | |
| そ の 他 参 考 事 項 | | |

別記様式第7号（第9条関係）

記号第 号

年 月 日

指定承継承認通知書

様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定の承継については、承認したので通知します。